

個人情報提供の手引

1 申出ができる方

柏市の保有する要介護認定等に係る個人情報の提供対象者は、被保険者が居宅介護支援、居宅サービス、施設サービスの提供に係る契約を締結している又は予定している次の事業者です。

なお、提供にあたり事前に市長と個人情報の遵守等を定めた覚書を取り交す必要があります。覚書は事業者番号で管理しますので、事業者単位で取り交すこととなります。

- (1) 指定居宅介護支援事業者
- (2) 指定介護予防支援事業者
- (3) 介護老人福祉施設
- (4) 介護老人保健施設
- (5) 介護療養型医療施設
- (6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者
- (7) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
- (8) 指定特定施設入居者生活介護事業者
- (9) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者
- (10) 小規模多機能型居宅介護支援事業者
- (11) 予防小規模多機能型居宅介護支援事業者
- (12) 看護小規模多機能型居宅介護支援事業者
- (13) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者
- (14) 前各号に掲げる居宅介護支援事業所等と同等のもの
(基準該当事業者のことをいう。)

2 提供する個人情報

提供する個人情報は、被保険者及び当該被保険者の主治医が提供することに同意している次のものです。同意確認は介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書及び主治医意見書同意の確認欄で行います。確認できない場合、被保険者については個人情報提供申出書の同意確認欄に同意の署名・捺印がされていること、主治医については書面にて再度同意の有無を確認し、同意が得られた場合提供します。同意が無い場合は提供できません。

(1) 介護認定審査会資料

認定調査票による調査結果を厚生労働省から配付されたコンピューター・プログラムにより処理することにより得られた帳票

(2) 認定調査票（特記事項に限る。）

(3) 主治医意見書（当該主治医意見書に係る医師の同意がある場合に限る。）

3 申出の手続き

要介護認定等に係る個人情報提供申出書（第1号様式及び第1号様式の2）に必要事項を記入し提出してください。ただし、各地域包括支援センターにおける予防給付ケアマネジメント受付に伴う個人情報提供申出については、受付票のコピーを添付とします。

※郵便による申出及び受領を希望するときは、申出書と郵送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封し送付してください。

4 情報提供の方法

個人情報が記録されているデータの写しを提供します。なお、窓口で交付を受けるときは、受領者が申出事業者の従業員であることを証明する書類を提示してください。

5 提供を受けたものの遵守事項

(1) 個人情報の窓口交付を望む場合において、個人情報は代表者の許可を得てから開封しなければならない。

(2) 個人情報を居宅サービス計画及び施設サービス計画の作成目的以外に使用してはならない。

(3) 個人情報を(7)に規定する場合を除き、第三者に提供してはならない。

(4) 事業者は、従業者又は従業者であったものが(1)から(3)の行為を行わないための必要な措置を講じること。

(5) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び棄損の防止、その他の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(6) 個人情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに当該個人情報を廃棄すること。

(7) 被保険者本人に介護サービスを提供する事業所から、指定居宅支援事業所等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）に規定される個別サービス計画策定を目的として当該個人情報の提供を求められた場合、被保険者の同意を受けたうえで、その範囲の情報に限り提供することができる。

(8) (7)の規定に基づき、個人情報を提供したときは、速やかに個人情報提供報告書（第2号様式）を市長に提出すること。